

壮警町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	2,766	3,479,464	128,282	718,590	20.6	20.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	80	293,005	47,240	100,844	441,089	5,513	5,466

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

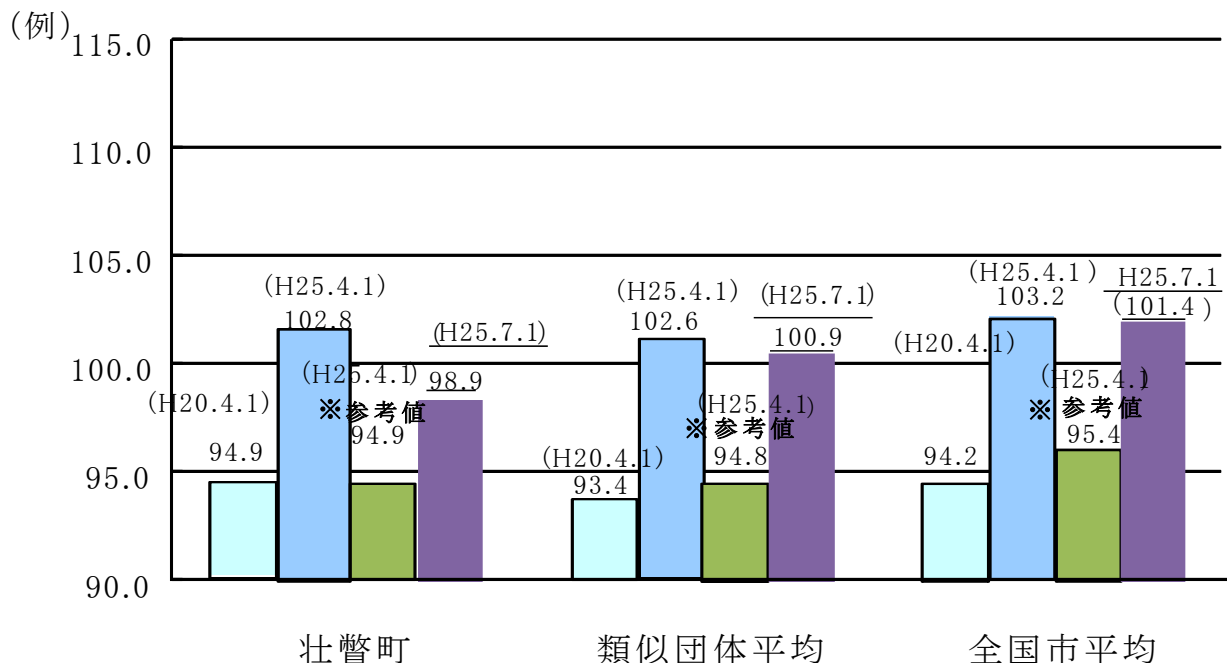
(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 一般職 1・2級 ▲2% 3・4級 ▲3.4% 5・6級 ▲4% 特別職 町長 ▲12.5% 副町長 ▲12.5% 教育長 ▲12.5% ※H25.4.1ラスパイレス指数102.8・参考値94.9H25.7.1ラスパイレス指数98.9 (手当) 一般職 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当について、削減後の給料で算出した額	

(その他)

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	39.7歳	303,200円	351,303円	337,657円
北海道	45.4歳	330,736円	396,550円	374,715円
国	43.1歳	322,446 (307,220)円	—	405,463 (376,257)円
類似団体	41.9歳	306,972円	345,188円	336,473円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
壮瞥町	45.6歳	3人	286,200円	292,600円	302,100円
うち公務補	歳	人	円	円	円
北海道	50.6歳	304人	333,270円	388,918円	365,556円
国	49.9歳	人	286,850円	—	325,400円
類似団体	49.1歳	2人	288,775円	301581円	304220円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
壮瞥町	40.75歳	348,200円	393,600円
北海道	44.8歳	302,925円	442,634円
類似団体	37.6歳	316,415円	371,958円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(25年4月1日現在)

区 分		壮瞥町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	165,312円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	134,496円	133,418(140,100)円
技能労務職	高校卒	140,100円	134,496円	—
	中学卒	—円	—円	—
教育職	大学卒	178,340円	185,088円	—
	高校卒	137,640円	142,848円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

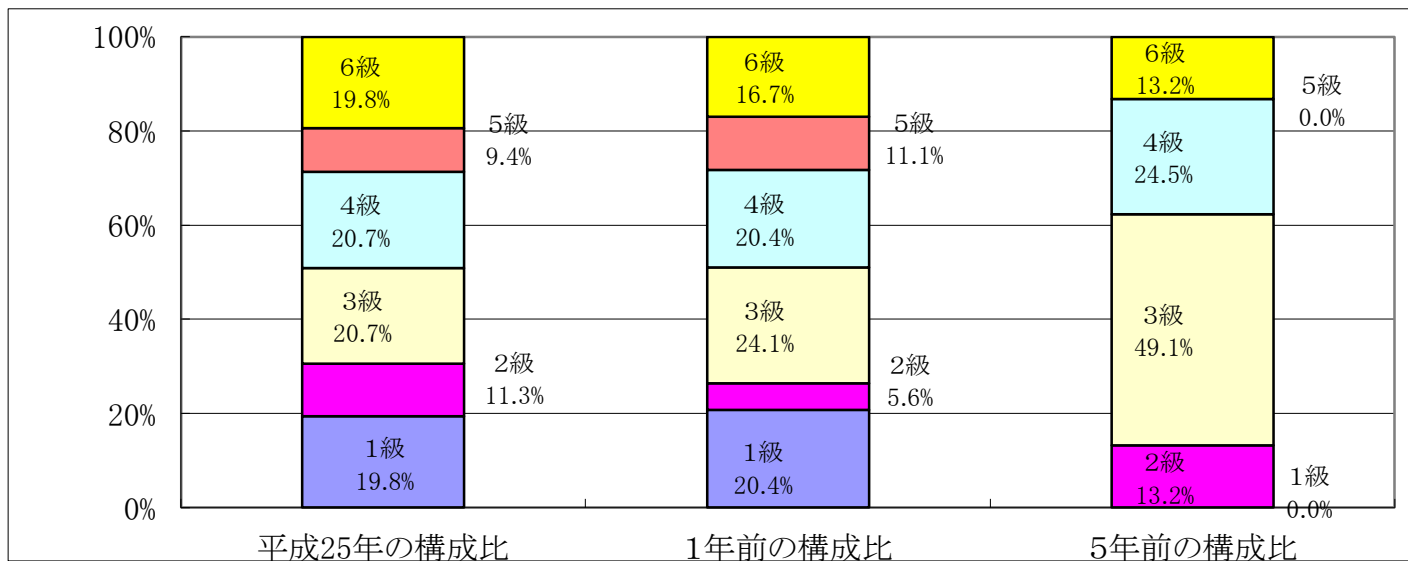
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	363,100円	360,133円	円
	高校卒	円	円	円	円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	10人	19.8%	135,600円	243,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員の職務	6人	11.3%	185,800円	307,800円
3級	1 係長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする職務	10人	20.7%	222,900円	388,300円
4級	1 主幹の職務 2 困難な業務を処理する係長の職務	11人	20.7%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐の職務	5人	9.4%	289,200円	400,600円
6級	課長の職務	10人	19.8%	320,600円	422,600円

- (注) 1 壮瞥町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第5条及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の定めるところによる。毎年1月1日を昇給日としており、平成20年1月1日から平成24年1月1日の昇給まで人事評価制度に基づく勤務成績の反映を実施していたが、現在制度の見直し等により、休止している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

壮瞥町	北海道	国
1人当たりの平均支給額(24年度) 1,334千円	1人当たりの平均支給額(24年度) 1,552千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (-)月分 (-)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ※H17から凍結中	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

現在人事評価制度の見直し等により休止している。

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

壮瞥町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額		千円18,435千円	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(25年4月1日現在)

支給実績 (24年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績（24年度決算）			285千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）			23,750円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）			7.25%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する 支給単価
選挙事務手当	選挙事務に従事した職員	選挙事務	千円	投票事務に12時間以上従事し、かつ、開票事務に従事した職員 30,000円ほか
遺体処理従事手当	行旅病死、水難死、災害死人等の遺体処理に従事する職員	遺体処理業務	千円	日額3,000円
火葬業務手当	(1)臨時に遺体の火葬業務に従事する職員 (2)臨時に死産死、改葬等の火葬又は、焼却業務に従事する職員	火葬業務	千円	日額3,000円 日額2,000円
伝染病防疫救治対策手当	伝染病患者等の収容、伝染病菌の付着した疑いのある物件の処理、防疫作業等に従事する職員		千円	日額1,000円
野犬掃討手当	野犬掃討作業に従事する職員	野犬掃討	千円	日額1,000円
劇物等取扱手当	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用する業務に従事する職員		千円	日額 300円
その他	任命権者が特に認定した業務に従事する職員		285千円	日額2,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	11,319千円
職員1人当たりの平均支給年額(24年度決算)	213千円
支給実績(23年度決算)	10,977千円
職員1人当たりの平均支給年額(23年度決算)	189千円

(6) その他の手当（25年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給： 配偶者13,000円 配偶者以外の扶養親族6,500円	同じ		12,535千円	284,886円
住居手当	借家で月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給	同じ		3,969千円	208,894円
通勤手当	通勤のために自動車等を使用する職員に対して支給(片道2キロメートル以上)	同じ		2,278千円	75,933円
管理職手当	課長 35,000円 課長補佐23,000円	異なる	支給額	6,060千円	356,470円
当直勤務手当	当直勤務を命ぜられた職員に対して支給 1回につき4,200円	異なる	支給額	511千円	13,810円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同じ		8,009千円	92,057円

5 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	690,000 円 (746,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 787,000円/495,000円
	副 市 町 村 長	570,000 円 (615,000 円)	647,000円/421,500円
	収 入 役	円 (円)	円/ 円
報 酬	議 長	256,000 円 (270,000 円)	310,000円/171,000円
	副 議 長	204,000 円 (215,000 円)	251,000円/119,000円
	議 員	170,000 円 (179,000 円)	230,000円/100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(24年度支給割合) 3.95月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(24年度支給割合) 3.95月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(算定方式) (1期の手当額) 690,000×4年×512.6/100=14,147,760円 570,000×4年×323.4/100= 7,373,520円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

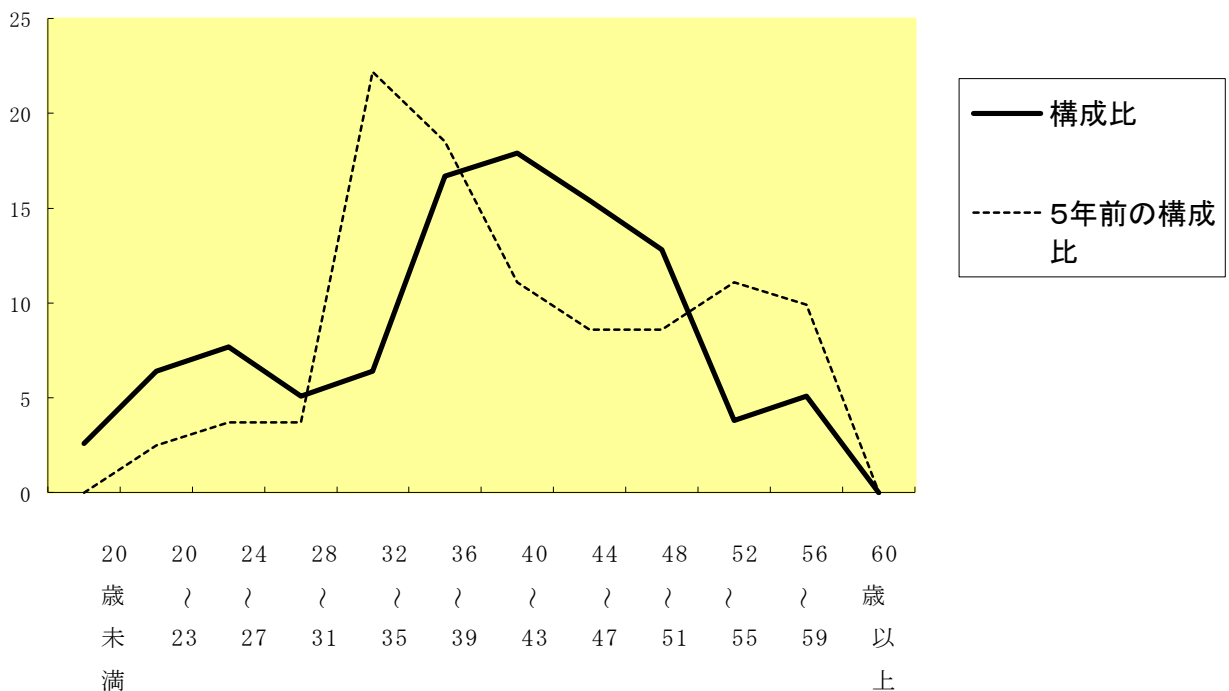
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年数 増減	主な増減理由
			平成24年	平成25年		
普通 会 計 部 門	一般行政 部門	総務 福祉 その他	18	19	1	<参考> 人口1万人当たり職員数206.07人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数169.79人)
		計	57	57	△1	
		教育部門	24	24		
	消防部門					
	小計		81	81	0	<参考> 人口1万人当たり職員数292.84人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数204.38人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道 下水道 その他		1	1	0	
			1	1	0	
	計	5	5	0		
	小計		7	7	0	
合計			88 [93]	88 [93]	[]	<参考> 人口1万人当たり職員数318.15人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2 人	5 人	9 人	4 人	6 人	15 人	15 人	13 人	11 人	4 人	4 人		88 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	61	60	59	61	62	62	1(1.6%)
教育	23	23	24	24	24	24	1(4.3%)
消防							(%)
普通会計計	84	83	83	85	86	86	2(2.4%)
公営企業等会計計	2	2	2	2	2	2	0(0%)
総合計	86	85	85	87	88	88	2(2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。